

四月八日。左近將監範親、領家の命により、珠洲郡本光寺に若山莊西海浦恒利名の内を寄進す。

【本光寺文書】 珠洲郡

七八一

寄進

馬繫本光寺

能登國若山莊西海浦内恒利名半分本田事

合肆段五半者

右下地、限永代年貢諸公事等、可有知行之由所候也。仍執達如件。

應永廿六年卯月八日

左近將監範親

(若山莊西海浦は、貞和五年卯月十一日附文書等の馬繫浦に同じかるべし。)

七月四日。加賀守護富樫滿春、二宮信濃入道をして、山城勸修寺領江沼郡郡家莊に同郡菅生社造營段米の催促を停めしむ。

【勸修寺文書】 山城

七八二

勸修寺雜掌申加賀國郡家莊菅生社造宮段米事、去年十一月廿七日御教書之旨、可令停止催促之狀如件。

應永廿六年七月四日

在判

二宮信濃入道殿

七月廿二日。江沼郡願成寺佛乘、畫工民部法眼隆光をして親鸞上人繪傳を作らしむ。

【願成寺藏親鸞聖人繪傳初幅裏書】 江沼郡

七八三

畫工民部法眼隆光

應永廿六年己亥七月廿二日

大谷本願寺聖人御縁起四補内第一卷

加賀國熊坂庄内荻生

願主 釋 佛 乘

(佛乘は江沼郡荻生願成寺の僧なり。)

九月十六日。妙徹、山城南禪寺雜掌に、能美郡府南社神主職を交付せしむ。

【南禪寺文書】 山城

七八四

當國府南社神主職事、可被沙汰付南禪寺雜掌由候也。恐々謹言。

應永廿六

九月十六日

妙 徹 在判

山川筑後守殿

【南禪寺文書】

七八五

當國府南社神主職事、今月十六日任御奉書旨、所可被渡付南禪寺雜掌也。仍狀如件。

應永廿六

九月廿六日

(山川) 家 之 在判

石田兵庫入道殿

應永廿七年

庚子

紀元二〇八〇

四月十九日。幕府、加賀守護富樫滿春をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊に諸公事以下の催促を停めしむ。

【臨川寺文書】 山城

七八六

(裏書) 岩 栖 院 殿

應永廿七年・廿八年

臨川寺領加賀國大野庄付得藏段錢以下諸公事并臨時課役・守護役事、早任去十七日御下知之旨、一切停止其綺、可被全雜掌所務由所被仰下也。仍執達如件。

應永廿七年四月十九日

沙 彌 在判

富樫介殿

(是より先、足利義持が應永廿七年四月十七日附を以て、臨川寺<sup>付三會</sup>領諸國所々段錢以下諸公事并守護役等を免除したる御教書、天龍寺文書に在り。)

應永廿八年

辛丑

紀元二〇八一

二月。長谷部藤連、鳳至郡重藏宮に香爐を寄進す。

【北微遺文】

七八七

重藏宮 坂 微 寺 如意香呂箱俱物物

五 佛 寺

重藏宮

應永廿八年二月日

願主 長谷部藤連

(本文は香爐の銘なり。)

三四三